

# 『開山不退上人本山江被召出候問答之一件記』 の史料的性格について

平 祐 史

## 一 はじめに

宝曆年中に鳥羽法伝寺（京都市伏見区下鳥羽）に所住した光蓮社触譽不退円説という僧の説法勸化が原因となって、当時「伏見騒動」と呼ばれ、近在の諸民の耳目をそばだてる宗論の公事出入に発展した近世浄土宗史上稀なる事件の記録が、法伝寺に現存している。

この事件の顛末については、先に拙稿「宝曆年中鳥羽法伝寺宗義出入一件について」（竹田聰洲博士還曆記念『日本宗教の歴史と民俗』所収）において若干の紹介を試みておいたので参照されたい。上記の小品の主旨は、事件の経過や内容に視点を置いて紹介したものであるから、法伝寺所蔵の一件記録のもつ史料性格については、詳細な吟味をほどこす余裕をもたなかった。それに加えて、この事件の主人公たる法伝寺不退円説なる僧についても、従来より木魚念仏の創始者、または法伝寺流念仏の提唱者と巷伝されているにかかわらず、現在に至るまで、浄土宗史においては、全く取りあげられた形跡は認められず、適切な史的評価も与えられていない。

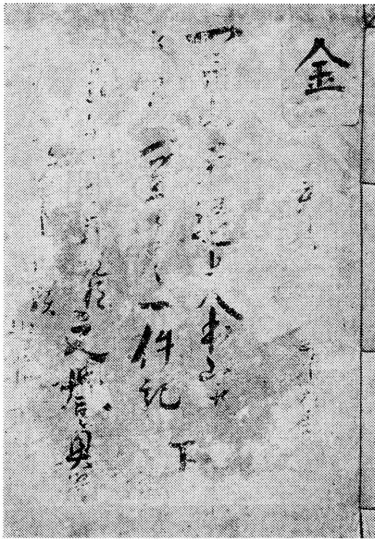
さらに公刊の文献としては、不退円説の歿後、約一世紀を経た慶応三年に編まれた『続日本高僧伝』巻十に「城州法伝寺沙門円説伝」として所収されているだけで、未だ良質の根本史料の紹介は聞かない。こうした時に、たまたま法伝寺に不退円説に関する一件記録が所蔵され、今回親しく検討する機会を得たので、本稿では、主としてこの記録のもつ史料的人格に言及し、先の拙論を補足するとともに、新たに浄土宗史の近世史研究の史料の一部に供したいとねがうものである。

## 二 本書の形状と所伝者

不退円説に関する一件の古記録の体裁は、美濃判紙袋綴三冊にまとめられ、表紙題字は、殆んど磨滅して判読することは、すこぶる困難であるが、三冊の表紙を交互に比較検討することによって、かろうじて「開山不退上人本山江被召出候問答之一件記」と、さらにその左側に「発起宗金寺□□住 元誉貞安」の墨書を判読することができ

る。従って、前掲の拙稿において本書の題名不明のためとりあえず、『法伝寺古記録』なる仮題を与えておいたが、ここに改めて、『開山不退上人本山江被召出候問答之一件記』（以下本書を『不退上人問答一件記』又は『問答一件記』と略称する。）と訂正し名付けておきたい。

そうして本書の筆者は、表紙に記名するように宗金寺の僧元誉貞安が筆録したものと推定できる。その理由はその筆跡・書体ともに本文の筆跡と同じであることによつてうかがわれる。元誉貞安なる人物については不明であるが、



恐らく不退の弟子か、若しくは不退の法縁に連なる僧であつたと思われ、不退の書き留めた宗義安心問題に関する出入一件記を元誉貞安が浄書した写本であるか、または不退の口述を筆記したものが、いずれかであることが想像できる。そうして、この冊の小口書には、各冊とも『開山上人記』と記され、各冊に上・中・下の冊序が示されている。丁付けはなく、上冊は四九丁、中冊四五丁、下冊三二丁とそれぞれ綴られている。

さて、表題に云う「開山不退上人本江山被召出候問答之二件記」、または小口書の「開山上人記」の「開山上人」とは、直ちに本書を所蔵する法伝寺の開山を意味するものではない。これについて、本書の上冊の序に、

仏光山宗金輪寺往昔行基大士浪花長良橋新建之時休息之地、而自造願王尊像十一面大悲之尊容為本尊而瞻仰、聖武天皇之勅願所也、時至宝曆度大破而不退師住城（ママ）羽法皇山宝伝寺、浄土一宗創用木魚策勵誦經念仏、而世人

不レ知（ママ）是原（ママ）聖（ママ）還（ママ）話（ママ）為異風惑世、而以奏惣本山、而退師不レ屈、敏達公訟而転進不屈、還請讒者対決而公役無

慙攻、公役理解不レ諾追放城（ママ）、而退師感（ママ）歎濁世、終至（ママ）此廢跡、大愁常行頭陀常説説三ヶ年、当所帰（ママ）從京音羽

御所黄金五十両口輔再建之基、（ママ）永命同御所二世回願所、贈（ママ）紫服紫紋幕等、其昌復（ママ）

古無（ママ）浪花比（ママ）是者、終退師感（ママ）瑞于此（ママ）逐無始本懐之勝跡也、（ママ）別（ママ）流（ママ）布（ママ）

然不幸至天保度類焼荒蕪、予不レ忍（ママ）見（ママ）是、準退師行跡常行分衛三年、常説法百万果号満（ママ）三万座、聞（ママ）四方戦死二万

部小経十万経不残供養塔、至大政一新布告改（ママ）寺跡（ママ）幸甚々々、当今都鄙僧無（ママ）本末之簡、俗無（ママ）貴賤之差、無信用、

此器策（ママ）励信機（ママ）全不（ママ）在（ママ）退師之苦惱、其功満（ママ）四海上下、已向二百年於聞正法天運人力所以不及制（ママ）之、感阻湿

袖今此天命雀躍、奏此古跡復開基勅願所并音羽御所由緒且聞木魚本山之称一奏達、爾來為報退師中興之功表、木

魚本山之称無人不感焉

明治四年九月 浪花北野宗金寺

説 譽 隆 音（花押）

佛光山字巨輪寺性常所基士浪花長  
良橋新建之時林息之地而自造觀王尊像  
乃十一面大悲之尊容為 本尊而瞻仰  
聖其天皇之物體也時在室 廣大破而不  
退師任戒勸導有法窟室傳身淨土門創用本  
地築廟額輕套仰而世人不知是原聖契遂結為  
風惑世而以差惣本山而退師不屈故益公出而轉進不  
屈遂請決者對決而公後在博政公程理解不謀退故地  
西而退師感歎涕洟終至此廢跡大建寺行頭此清規

簡条に、

一 大坂宗金寺ハ法伝寺勸化所ニ取立候而散物施入等此入用ニ被致候と申候ハいかに  
と云う尋問に対して、不退は、

即答、宗金寺ハ法伝寺抱寺ニ而者無之、則三番村ヲ移し候寺ニ而、起立河内屋伊兵衛・河内屋加左エ門と申兩人  
ニ而候、看坊住持者天満屋敷山本長右エ門縁者則拙僧弟子ニ而候

と答えているように、宗金寺は法伝寺の末寺ではなく、不退の弟子が住持していた関係から、不退の提唱する念仏の  
勸化所となっていたことがうかがわれ、弟子や信者に請われて、いわゆる勸請開山の役割を不退がもったものと思わ  
れる。

と記すように、宝暦三年に法伝寺不退円説が従  
来浄土宗で用いなかった木魚をもって、念仏を  
すすめたことにより、異風惑世の讒をうけ、山城  
法伝寺より追放され、当時、行基の旧蹟で、しか  
も荒廢にまかせていた大坂北野宗金寺に留錫し、  
これを復興したと云うのであつて、本書の表紙  
や小口書などに不退円説を開山上人と呼ぶのは、  
鳥羽法伝寺の開山と云う意味ではなく、大坂北  
野宗金寺の開山を指すものであることがわかる。

この宗金寺について、『不退上人問答一件記』  
上冊に所収する本山決談所における六役の尋問

なお、右の序文は、明治四年九月に宗金寺の僧説誉隆音が、城州西岡菱川西向寺に復住した時に識るしたものであって、本文の筆者ではなく、筆跡も全く異なるものである。それに加えて、この書の上冊の裏表紙に『宗金寺什物 上中下三巻の内』と墨書されているのが判読できる。したがって、本書は本来大坂宗金寺に所伝されてきたものであったことが知られ、それが鳥羽法伝寺の所蔵に至った理由については、中・下巻両冊の表紙の見返しに、それぞれ、  
感王政一新之時勢此三冊奉納竟

宗金寺説誉隆音

法伝寺 尊公

と記されており、恐らく説誉隆音が序文を識るした明治四年九月に、かつて不退円説の住した法伝寺に、この書三冊を寄贈したことが知られ、以降法伝寺に本書が所伝されるに至ったものである。

三 本書の内容

『不退上人問答一件記』の内容は、前掲拙稿で紹介した通り、不退円説の勸化説法が、浄土宗の宗義宗風に違反し、不穩当であるとして、大坂天満門中・黒谷・百万辺門中、さらに伏見門中が、本山知恩院及び公儀へ告発に及び、本山の決談所や西公事方へ不退円説が召寄せられ、糺明の吟味を受けた際の間答をとりまとめたものをはじめとして、これに関する召寄状・受書・書翰等の往復文書類の留書が所収されており、この事件の顛末を知ることよなき資料である。今ここに各冊所収の記録・文書類に便宜上標題を与え順次掲げておこう。

〈上冊の部〉

- (一) (宝曆三年) 十一月六日より同月八日まで本山決談所に出頭、追寺処分を申渡さること
- (二) (宝曆三年) 十一月八日 法伝寺惣代・旦那惣代より本山宛「奉願口上書」(控)

- (三) (宝暦三年) 十一月八日 本山役者宛「御受書」(控)
- (四) (同年) 十一月十日 西公事方松村三吾より法伝寺・同末寺召寄状(写)
- (五) (同年) 十一月十一日 西役所における不退の陳述覚書
- (六) (同年) 本山六役中決談所における四十三箇条の問答覚書
- (七) (宝暦二年カ) 九月六日より八日までの決談所における宗義問答記録
- (八) 本山六役中より被渡候下書(写)
- (九) 本山帳場之下書之写
- (十) (九月十八日) 覚書
- (十一) 九月十五日法伝寺・同末寺惣代、惣本山役者中へ口上書(控)
- (十二) 十月十一日 本山へ召寄せ問答の記録
- (十三) 十月十九日 本山へ召寄せ問答の記録
- (十四) 十月十九日 伏見光月庵差出口上書(控)

〈中冊の部〉

- (一) (宝暦二年) 十月廿日 不退本山へ出頭の記録
- (二) (同年) 十月二十二日 本山宛「口書」(控)
- (三) (同年) 十月廿六日 鳥羽法伝寺檀中より本山へ願書(控)
- (四) (同年) 十月廿六日 鳥羽法伝寺檀中より本山へ口上書(控)
- (五) (同年) 十月廿七日 本山へ出頭の記録
- (六) (同年) 十月廿九日 法伝寺末寺惣代より本山御帳場へ御朱印御番断書(控)

- (七) (同年) 十月晦日本山帳場より召状(写)
- (八) (同年) 十月晦日 法伝寺より本山帳場宛返書(控)
- (九) (同年) 十月廿九日 法伝寺より信受院宛書翰(控)
- (十) (同年) 十月晦日 法伝寺信受院へ面会のこと
- (十一) (同年) 十一月朔日 法伝寺信受院と本山集会堂にて問答のこと
- (十二) (同年) 十一月二日 法伝寺登山の上訴人と対決御願のこと
- (十三) (同年) 十一月三日 法伝寺登山御断のこと
- (十四) (同年) 十一月四日 法伝寺登山御尋五箇条両吟味のこと
- (十五) (同年) 申十一月廿六日 本山役者中へ返答書
- (十六) (同年) 十一月廿七日 法伝寺本山江御機嫌窺のために登山のこと
- (十七) 伏見御寺社方三郎左衛門様被仰渡候控
- (十八) 極月廿四日より法伝寺登山のこと

〈下冊〉

- (一) (宝暦三年) 十一月廿四日 法伝寺本山江御返答口書之写
- (二) 宝暦二年九月廿七日 伏見黒谷末寺々本山黒谷へ被願候訴状(写)
- (三) 伏見福蔵院江之示文
- (四) (宝暦三年) 十一月六日 本山召状之写
- (五) (同年) 十一月八日 法伝寺旦那惣代より本山役者江差出候願書之写
- (六) (同年) 十一月八日 法伝寺旦那惣代より代官江差出願書(写)

- (出) (同年) 十一月十日 西公事方より法伝寺・同末寺召出状(写)  
 (四) (同年) 十一月十日 法伝寺末寺旦那より本所宛西役所へ出頭のこと届出  
 (六) (同年) 十一月十一日 法伝寺惣代より本山役者中江西役所へ法伝寺并末寺出頭のこと届出  
 (七) (同年) 十一月十七日 西公事方松村三吾より法伝寺末寺江御召状(写)  
 (出) (同年) 十二月十七日 西公事方松村三吾より法伝寺末寺江御召状(写)

右の記録や文書類の控のうち、この事件とくに不退円説の所説をよく物語る史料は、本山の決断所や西公事方において吟味を受けた際の問答の覚書や返答書の類で、上冊の(一)(五)(六)(七)(出)(出)、中冊の(出)(出)(出)、下冊の(一)などの各項がそれに当り、これらはいずれも長文のものである。吟味問答の形式は、簡条書の質問形式をとり、これに對して不退円説が返答すると云う風に書き留めている。

『問答一件記』の上冊 (六)「本山六役中決談所における四十三箇の問答覚書」の前書きに、

左ヶ条之儀者六役中決談所ニ而彼方ニヶ条を控一々読立一ツ々々直ニ決談所ニ而返答書被為致候故、写取事を不取許、思熟仕返答書可仕旨申候者、暫も思案致候ニ者不及直ニ返答可致と被申渡候故、次第も不覚候得共、心ニ覚候荒増を書記し申候事、

と書き添えているように、これ以下の簡条の部分の記録は、知恩院六役の主宰する決談所において、不退が吟味をうけた際の質問事項と応答内容を、のちに「心ニ覚候荒増」として、書き記したものとすることができ。

しかし、この書がそのまま不退の手によって書かれたものとすることはできない。その理由は前述したとおり表紙の左側に「發起宗金寺□□住、元誉貞安<sup>(カ)</sup>」とかううじて判読でき、その筆跡書体も本文の筆跡と同じである。元誉

貞安と云う人物の経歴については、詳細に検討するに足る史料をもたないので今ここで素描できないが、恐らく、元誉貞安は不退の門下に連なる僧で大坂宗金寺の住持であったと考えられ、不退の書留めた一件記録のちに元誉貞安



が浄書した写本であるか、または不退円説の口述を筆記したものであるか、いずれかであることが想像でき、少なくとも本書の筆者が不退でないことは事実である。

ともあれこの問答は右の添え書きに「心に覚候荒増を書記」すと述べている通り、明らかに不退の記憶の概略を書き記したものであることは云うまでもない。従って、本書に所収される記録や文書類の内容が事実即したものであるか否かについて、検討吟味しておく必要がある。

#### 四 本書の史料性

『問答一件記』の史料性を検討吟味するにあたって、幸いにも知恩院に襲蔵する『知恩院日鑑』『同書翰』『同來翰』の宝暦元年より同三年に至る各冊に、この一件に関する記録が刻明に筆録されているので、これらの本山側の記録と『一件記』所収の諸記録の記事とを対照することによって、ほぼ本書のもつ史料性を決定することができよう。

例えば、『問答一件記』下冊に「宝暦三酉十一月六日召状之写」が控えてある。これは次の通りである。

法伝寺

触 誉

末寺 恵光院

本光寺

一念寺

西蓮寺

外に末寺

三ヶ寺

法伝寺旦那

惣代三人

右明七日四時登山可有之候 已上

十一月六日 惣本山 役者

下鳥羽法伝寺

これに対して、『知恩院日鑑』宝暦三年の冊十一月六日の条に、

- 一 下鳥羽法伝寺并末寺六ヶ寺旦那惣代三人明七日四時登山之旨召状遣之
- 一 法伝寺々御請、明七日末寺旦那惣代召連登山可仕旨奉畏候、以上、

一 十一月六日法伝寺觸譽末寺惠光院

一念寺西蓮寺外末寺と寺旦那惣代

三人右明七日四時登山可有之旨

召状遣之沙汰所之旨中帳場中

列席は後述の如く

觸譽儀近奉法所之旨法化勤方宗儀

宗儀は方宗法向に左降儀と云々大坂

黒谷百前屋中々 法之旨に方宗儀と云々

とあって、『問答一件記』所収の知恩院の召状は、事実であったことが知られる。これに加え、『問答一件記』上冊の冒頭に、

- 一 十一月六日法伝寺觸譽・末寺惠光院・本光寺・一念寺・西蓮寺・外ニ末寺三ヶ寺旦那惣代三人、右明七日四ツ登山可有之旨、御召成ニ付則登山御役所ニ而六役中・山役中・帳場中列席被仰渡候趣左之通。

と記録されており、この記事は、先述の『問答一件記』下冊の「宝暦三酉十一月六日召状之写」、または、『知恩院日鑑』宝暦三年の冊十一月六日

の記事とが見事符合するのである。また右の記事につづいて、次のように書き留めている。

触蒼儀近年諸所ニ而説法仕勸メ方宗儀宗風ニ相背キ諸向江差障、依之去々年大坂・黒谷・百万辺門中ハ御公遍江相願可被申旨大坂末寺ハ相訟出候付、召出し吟味之上触蒼并末寺ニ急度申渡候処、其儀を不相守説法仕ニ付騒動ニ及び、伏見末寺ハ訟出、其上国法御条目ニ相背キ不届之至ニ候、依之追寺申付候、然上者説法ハ勿論講釈ケ間敷儀迄も令停止候 取意

一 末寺共触蒼江異見をも可加之処無其儀却而御擊義を相拒ミ不届之至、急度可被仰付之処、御憐愍を以、恵光院・本光寺・一念寺・西蓮寺閉門被仰付候 取意

右申渡書御渡被成候処、触蒼末寺四ヶ寺とも承知不仕候ニ付、書付即座ニ御取戻シ

一 末寺三ヶ寺旦那惣代三人江申渡候、

御朱印并諸什物相預ケ候間、触蒼より請取可申旨被仰付候処、旦那惣代小笹与三五郎・同次郎左エ門・同又三郎御断被申上候者、是迄任持入替之節五日三日之間者、末寺旦那立合御守御番可相勸旨被仰付候儀者、前々御番勤来候得共、此度御朱印御預ケ被成候儀者、御地頭江相伺ひ不申候間者得御返答不仕候 取意

とあり、本山が不退を始め末寺とその旦那どもに對して申し渡した事項を、不退側が、「取意」として書き留めたものである。この「取意」の記録に對して、『知恩院日鑑』宝曆三年十一月七日の記事と對照してみれば、

一 (前略) 月番口開法伝寺触蒼説法勸化致方不穩候ニ付、去ル末六月大坂天満門中訴ニ付、吟味之上誤り之一札本末連印指出置候処、又々伏見門中注進去年以来乞吟味候、所詮末六月申渡し置候趣不相守、寺法者勿論御条目相背候、依之被仰渡趣有之候間承知可仕候、且又末寺之面々右去年六月誤之連印被置候処、触蒼江不加異見到吟味之席、触蒼同様相拒先達而申渡候惣本山之下知を不守、依之申事書翰ニ写置

一 (中略)

- 一 法伝寺触誉并末寺旦那江申渡書読聞セ候上、尚又
- 一 触誉者一先法伝寺江參、末寺旦那江御朱印相渡後、速ニ退キ可申候
- 一 法伝寺寺領御朱印諸什物等者、末寺旦那中立合相改無住中別而大切ニ相守、火之用心可念入事
- 一 閉門之面々非常之節者残末寺付添立退キ可申候
- 一 御朱印并什物諸文受取末寺旦那中相守候由、早速可相届候

一、右之通申渡候所及難渋候也、

と記されており、両者の記事は、ほぼ一致することがわかる。

このような『知恩院日鑑』と『問答一件記』との所載記事の比較対照をもう少しつづけてみることにする。

『知恩院日鑑』宝曆三年十一月八日の条に、

- 一 法伝寺旦那大沢九兵衛・同庄兵衛願書指出候趣ハ、法伝寺之借銀并建立寺之儀触誉住職無之而者、相談難成候ニ付不承知と申上候、何卒昨今迄之通住職被仰付罷下候様ニ奉願候旨也、依而先此願ハ指控候様申渡、願書返スト書き留めてある。それでは、右に云う「願書」とは、これについて『問答一件記』上冊所収の「同八日本山差出候願書之写」がある。これをあげて前掲の記事と対照してみるならば

乍恐奉願口上書

去ル七日法伝寺被為召出追院被為仰付候儀、旦那共不承知申上候儀者、達御聞候通貧寺殊ニ建立寺ニ不相応之高借銀御座候而相統難成候処、触誉建立之志深く御座候故、漸々ニ相統伝り相勤居被申候処、追院被仰付而ハ建立ハ不及申上当寺相立難申候、殊ニ右借銀暫時も小旦那江引受仕方無御座候間、此上何卒是迄之通、触誉住職被致候様御免之儀、偏ニ奉願候已上

下鳥羽法伝寺旦那

西十一月八日 惣代 大沢九郎右エ門

大沢 庄兵衛

御本山

御役者中様

と控えられている。この両者の比較対照においてみられる通り、且那惣代の名前が少し違っているだけで、文章の内容は全く一致することがわかるのである。その上この記事中の借銀問題については、『問答一件記』の上冊所収の「本山六役中決談所における四十三箇条の問答覚書」の中にも見られ、それは次のように記している。

一、其許寺住職も七年ニ成候か、建立者何を被致候哉

即答御存之通法伝寺者大借銀之寺故、古借を相済申候、其上普請斧初ハ致候と申候へハ、役者中不興ニ相見へ候故、返答書ニ者 建立ニ者未取掛り不申候と致し候

とみられる。これらの記録は、共通して、当時法伝寺には借銀があり、かつ不退円説は寺の新建立を志していたことがわかり、且中惣代もこのことを理由に不退円説の追寺処分を回避しようとしたことが、いずれの史料にもうかがえるのである。

以上のように『問答一件記』と『知恩院日鑑』とを比較対照しながら検討した通り、往復文書類においては、殆んど一致する点が見られ、その史料性が極めて高いことが十分主張出来るのである。しかし、本山決談所や公事方における不退円説との間で行われた問答覚書に見られる具体的な論争については、知恩院側史料と厳密に比較検討することは容易ではないが、前述の法伝寺借銀問題や新建立問題においてみられる通り、断片的に知恩院側記録と一致する点がかなり見られるのである。従って、『問答一件記』の記録は、案外事件内容を正確に記録し伝えたものとすることができる。

## 五 むすびにかえて

不退円説の事蹟が公にされるのは、彼の没後約一世紀を経た慶応三年十二月道契によって編まれた『統日本高僧傳』においてである。これが実際に上梓公刊されるのは、大内青巒の主宰する『明教新誌』に明治十七年十月にその上半が青巒の校訂によって刊行されるに至るわけである。しかし、上半の刊行のみであって、「不退円説傳」を所収する第十巻は、後半の部分であるから、この時には上梓されていないことになり、明治三十七年の春を待たねばならないことになる。それはともかく、道契が二十年の歳月を費して撰した『統日本高僧傳』の擱筆と応呼するように大坂北野宗金寺の僧説譽隆音が、明治四年九月に法伝寺住職に対して、「感王政一新之時勢、此三冊奉納竟」と記して、『問答一件記』を献じていることである。ここにいう「感王政一新之時勢」とは、一体何を意味するものであろうか。

云うまでもなく、近世の宗教法制は、幕藩体制の擁護のために制定されたものであり、元和条目や寛文の諸宗法度にみられる通り、とくに異義・異安心の類は、厳しい統制の下におかれた。これに違反することは、由々しい事態を覚悟せねばならなかった。こうした制度下にあつて、不退円説の提唱は、ひとり浄土宗京坂門中と云う特定の教団社会内部の教学論争に終始した事件に止まらず、多数の在家諸民を捲きこんだ信仰問題、あるいは慣行的社会習俗を拒み、公序良俗に反すると云う問題であつたために、社会的問題として重視されねばならなかった。近世の安心問題の論争は、往々にして教団内部に限られた教学論争に終始するものであつたために、一般社会や民衆との係わりは極めて少なかったが、不退円説の場合は、京坂門中と云う惣本山の膝下において、一般民衆や社会と深いかかわりをもつていたところにこの事件の特色がある。

こうした意味で、この事件は近世浄土宗で稀にみる異義・異安心事件であり、それだけにこの事件の顛末を記した『問答一件記』が不退円説と因縁深い宗金寺に秘められ所伝されて来たものと思う。そうしてこの秘められた一書が、

明治の王政復古と云う時期にもはや幕府や本山にはばかることなく、不退円説の所住した法伝寺のもとに戻されるに至ったものと思われ、さらに付言するならば、明治政府の神仏判然令に発端する排仏運動の高まりの中で、正法宣揚の一石としてこの不退円説の行蹟を掲げることによって、その危機を克服しようとしたのが説誓隆音の意図であったのではなからうか。

